

第5章 銀行実務における遺言執行者の地位

山下純司

1 問題の所在

平成30年の民法改正により、遺言執行者についてのいくつかの条文が書き換わっている。特に、従来から議論のあった、遺言執行者の権限について、その明確化が図られていることは、銀行実務との関係でも重要な意味を持つと考えられる。

銀行実務における遺言執行者の地位に関する問題としては、①被相続人が第三者（相続人を含む）を遺言執行者と指定した場合と、②被相続人が銀行それ自体を遺言執行者と指定した場合の二つを分けて考えることができる。前者の場合は、被相続人が生前に銀行との取引があった場合における遺言執行者の権限が問題になる。そうした取引としては、(ア)被相続人が銀行に対して権利（預金・投資信託等の金融商品）を有している場合と、(イ)被相続人が銀行に対して債務（貸付債務・保証債務等）を負っている場合とを分けて考えることができる。

本稿では、①の問題、とくに(イ)の問題を中心に検討を行う。念頭におくのは、遺言により遺言執行者が指定された場合において、銀行が遺言執行者との関係において、遺言執行者を相手に債権回収等の事務を行うことができるのか、特に期限の利益喪失の通知や相殺の意思表示の通知を、遺言執行者に行った場合に、それは相続人との関係で効力を有するかといった点を扱う。

2 遺言執行者の権限範囲に関する原則

(1) 前提

まず遺言執行者の権限範囲についての原則を確認する。遺言執行者の権限は遺言によって与えられるものであるから、有効性の確認された遺言において、遺言執行者の権限が明示的に与えられている場合は、遺言執行者が当該権限を有することに問題はない。

もっとも、遺言執行者を選任する旨の遺言があるからといって、その遺言が有効であるという保障はない。遺言が無効である可能性や、当該遺言が撤回されている可能性がある。これは遺言が検認を経たものであっても変わらない。わが国の遺言の検認は、遺言書の偽造・変造を防ぎ、かつ遺言書を確実に保存する証拠保全手続であって、検認を経たからと行ってその遺言が有効に成立されたことが推認されるわけではないからである⁽¹⁾。このため、遺言執行者と称する者Cが金融機関Bに対して、預金の解約や貸金庫の解錠を求めてきた場合に、たとえそれらしき権限がCに付与される旨の遺言が示されたときであっても、Bとし

(1) 中川善之助・加藤永一編著『新版注釈民法(28)相続(3)〔補訂版〕』(有斐閣・2002年)305頁(泉久雄)。公証人役場に保管され検認が不要とされる公正証書遺言や、遺言書保管法に基づき法務局に法務局が保管する遺言も、遺言の有効性を担保するものではない。

ては当該遺言が無効である可能性を念頭に置く必要がある⁽²⁾。

(2) 遺言の解釈との関係

仮に遺言の有効性が確認できたとして、遺言執行者の権限の範囲について疑いがある場合には、遺言の解釈が問題となる。遺言の解釈は、「遺言書の文言を形式的に判断するだけでなく、被相続人の真意を探求すべき」というのが判例であり⁽³⁾、遺言執行者の権限範囲についてもこの原則が妥当するが、民法はこれを補充する規定を置いている。

まず遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法 1012 条 1 項）。つまり遺言執行者の権限範囲は、遺言の内容を実現するために遺言執行者が行う職務内容により定まる。

また、特定財産承継遺言により特定の財産を共同相続人に承継させる遺言の執行においては、遺言執行者の権限に当該財産の対抗要件具備行為が原則として含まれる（同 1014 条 1 項）。特定財産承継遺言であっても、相続分を超える権利の承継について第三者に対抗するには対抗要件を具備する必要があるため（同 899 条 1 項）、遺言の内容を実現するためには、遺言執行者において速やかに対抗要件を具備させる必要があるからである⁽⁴⁾。

ただし、被相続人が遺言により、遺言執行の内容に対抗要件具備行為を含めない旨を定めることはできる（同 1014 条 4 項）。その場合は遺言執行者の権限が、対抗要件具備行為に及ばないことは当然である。

(3) 遺言執行者の預貯金に関する権限

遺言執行者の預貯金に関する権限については、民法 1014 条 3 項に関連する規定がある。同条本文によれば、特定財産承継遺言の対象となる財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、当該預貯金の払戻しの請求および当該預貯金契約の解約申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、当該預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限られており（同ただし書）、また被相続人が遺言で別段の意思を表示することができる（同条 4 項）。

遺言執行者が預貯金契約の解約申入れや預貯金の払戻しの権限を有するかも、本来は遺言の内容により決まる。遺言の内容が、被相続人の有していた預貯金債権について、預貯金契約を解約することなく相続人等に移転することを意図したものであれば、遺言執行者は預貯金契約の解約や預貯金の払戻しの権限を有することはない。これに対して、遺言の内容が、遺言の執行において預貯金の払戻しを受けるなど現金化をして共同相続人等に分配することを意図したものであれば、遺言執行者はその遺言の内容を実現するために、解約申入権限や払戻権限を有することになる⁽⁵⁾。

(2) この点を強調するものとして伊藤昌司「遺言執行者の権限」法学教室 254 号 24 頁以下。

(3) 最判昭和 58 年 3 月 18 日判例時報 1075 号 115 頁。

(4) 堂蘭幹一郎・野口宣大編著『一問一答・新しい相続法 [第 2 版]』（商事法務・2020 年）116 頁。

(5) 加毛明「預金債権を『相続させる』旨の遺言と遺言執行者の職務権限」『銀行取

民法 1014 条 3 項の規定は、ある預貯金全部について特定財産承継遺言がある場合には、当該遺言は後者の内容、すなわち遺言執行の際に預貯金の現金化をすることが意図されたものである可能性が高いと考えて、遺言執行者に預貯金の払戻権限があることを原則としている。

民法 1014 条 3 項の規定は、預貯金について特定財産承継遺言がなされた場合にのみ適用される条文となっている。預貯金以外の金融商品の解約等の権限は、解釈に委ねられる⁽⁶⁾。また同規定は、預貯金について遺贈がされた場合についても適用がない。特定財産承継遺言の場合と異なり、遺贈では遺言執行者がいない場合には相続人が遺言内容実現の義務を負うことになる。このため、遺贈の義務を負う者の預貯金契約の解約や預貯金の払戻しの権限を定めるとしても、遺言執行者の権限として規定を置くことはできず、法制的な困難があることなどが理由とされる⁽⁷⁾。

3 通知の受領権限

(1) 問題の場面

預金者 A が金融機関 B に対して預金債権 α を有しており、B が A に対して貸金債権 β を有している状況で、A が死亡したとする。A は遺言を残しており、そのなかには遺言執行者 C を選任する旨の記述があったとする。この状況で、B が A の相続債権者として、β 債権の期限の利益を喪失させたいと、α 債権との相殺によって債権を回収する場面を考える。

このとき B が回収しようとする β 債権は、相続債務として A の共同相続人（「D 等」とする）に承継される。民法 902 条の 2 によれば、相続債務の債権者は、遺言による相続分の指定がある場合であっても、共同相続人に対して法定相続分に応じて権利を行使できるのが原則であり（本文）、債権者が承認すれば指定相続分に応じた債務の承継も妨げられない（ただし書）。従って B は、β 債権の回収について、上記いずれかの割合で D 等に対して債務の弁済を求めることができる。

有効な遺言により、遺言執行者 C が選任されている場合、金融機関 B としては、C を相手に債権回収のための事務を行うことができるのか、それとも D 等を相手にするべきなのかが問題になる。この例では、B が β 債権の期限の利益を喪失させたいと、α 債権を受働債権として相殺の意思表示をする旨の通知を、C が受領する権限を有するかが問題である。

(2) 期限の利益喪失の通知

金融機関の有する貸金債権等については返済の不履行などの一定の事象が生じた場合に、期限の利益が失われる旨の特約が付されるのが一般的である。この期限の利益喪失特約には、上記事象の発生により当然に期限の利益が失われる旨を定める場合と、金融機関等の債権者からの請求があつてはじめて期限の利益が失われる旨を定めている場合があるとされる。前者の場合は遺言執行者との関係は問題とならないが、後者の場合には金融機関等が期

引と相続・資産承継を巡る諸問題』（金融法務研究会・2016年）61頁以下。

(6) 前掲堂蘭・野口『一問一答』118頁・119頁。

(7) 前掲堂蘭・野口『一問一答』119頁注。

限の利益を喪失させる旨の通知をする際に、貸金債務を相続した共同相続人らに通知を行うべきなのか、それとも遺言執行者に通知を行うべきなのかといった問題が生じる。

期限の利益喪失特約の効力として期限の利益が失われる場合について、どのような場合に期限の利益が失われるかは、特約の定め方次第である。したがって、相続債務を承継した相続人ではなく、遺言執行者に通知が到達したときに期限の利益が失われることを特約に定めておくことは可能であるように思われる。

しかし、特約の内容が非合理的で相続人等に極めて不利であるような場合、その特約が公序に反するものとされる可能性がある。

この観点から上述の例について考えると、金融機関 B が B 債権の回収のため、期限の利益喪失の通知を遺言執行者 C に対して行ったとして、C の遺言執行が B 債権と全く無関係の場合には、C に通知が到達することで期限の利益が喪失する旨の特約は、非合理的で相続人の D 等に極めて不利であるとされる可能性がある。このような特約だと、C は通知の受領について D 等に知らせる義務もなく、D 等は自らの相続債務について期限の利益が喪失したことを知る機会が保障されないからである。

そうすると上述の例で、C が期限の利益喪失の通知を受領する権限があるかどうかは、B が預貯金債権 α 債権を受働債権として、相殺により B 債権の回収を図る場合に、遺言執行が B 債権と無関係といえるかという問題としてとらえることができる。この問題を、相殺の意思表示の通知の受領権限の問題と合わせて、次に論じることとする⁽⁸⁾。

(3) 相殺の意思表示の通知

ア) 問題の整理

金融機関が自らの貸金債権を自働債権、預貯金債権を受働債権として相殺の意思表示をする場合について、相殺の意思表示の相手方は遺言執行者なのか、それとも当該預貯金債権の帰属先か。上述の例でいえば、金融機関 B が貸金債権 B の期限の利益を喪失させることができたとして、預貯金債権 α との相殺により B 債権の回収を図ろうとする場合、B は相殺の意思表示をする必要がある。このとき、B が相殺の意思表示をする相手方として、相続人であり預貯金債権を相続する D 等ではなく、遺言執行者 C を相手方とすることができるかが問題となる。

イ) 相殺の意思表示の相手方

相殺の意思表示は相手方に対して行う必要があるが(民法 506 条 1 項第 1 文)、この場合の相手方とは、受働債権の債権者を基準とすべきであるとされている⁽⁹⁾。したがって債権譲渡があり債務者対抗要件が具備された場合には、債権譲受人を相手方としなければならない⁽¹⁰⁾。

(8) なお実際には、期限の利益喪失の通知は、後述する相殺の通知と同時に行われることが多いと思われ、この点でも両者の受領権限を併せて論じる意味がある。

(9) 中田裕康『債権総論〔第4版〕』(岩波書店・2020年)471頁。

(10) 最判昭和32年7月19日民集11巻7号1297頁。

また判例によれば、債権が差し押さえられた場合に債務者からの相殺の意思表示を行う場合には、受働債権の取立権が帰属し当該債権の行使権限を有する差押債権者を相手方とすることも⁽¹¹⁾、受働債権そのものが帰属する差押債務者を相手方とすることもできるとされている⁽¹²⁾。通説によれば、この理は債権者代位権が行使された場合の被代位債権を受働債権とする相殺についても当てはまり、被代位債権の債務者は相殺の意思表示を代位債権者に対して行うことも、債務者（被代位債権の債権者）に対して行うこともできるとされている⁽¹³⁾。

ウ) 遺言執行者が受働債権の管理権限を有する場合

このことからすると金融機関が預貯金債権を受働債権として相殺により相続債務の回収を図ろうとしている場合に、当該預貯金債権の払戻しの権限を有する遺言執行者があるときは、金融機関は、相殺の意思表示を当該預貯金債権の帰属先である相続人等に対して行うことも、当該預貯金債権の行使権限を有している遺言執行者に対して行うことも、いずれも可能ということになりそうである。

ただし、遺言執行の内容として、預貯金債権を払い戻すことなく、金銭債権として管理することが求められ、払戻しは相続人や受贈者らが行うことが定められている場合には、遺言執行者は債権行使の権限を有しているわけではないから、金融機関が相殺の意思表示の相手方として遺言執行者を選択できるかは疑わしいことになる。

上述の例で考えると、Aの遺言により預貯金債権α全部について共同相続人のD等に対する特定財産承継遺言の対象とされている場合で、遺言執行者Cがα債権にかかる遺言執行を任されている場合には、民法1013条3・4項により、別段の意思表示がない限りCはα債権の払戻しを受ける権限を有していることになるから、金融機関Bは相殺の意思表示をCに対して行うことができそうである。この場合のBは、期限の利益の喪失通知もCに対して行うことが許されよう。

その他の場合についても、Cが遺言執行の内容として、α債権の払戻しを受ける権限を有しているかどうかは、相殺の意思表示の受領権限を考えるうえでは重要な考慮要素となると考えられる。

エ) 遺言執行者の清算権限との関係

ところで上述の例で、遺言執行者Cがその権限としてα債権の払戻しを受ける権限を有しているかが必ずしも明らかでないとしても、Cが遺言執行者として、B債権に係る相続債務の弁済権限を有しているような場合には、Bの相殺の通知を受領する権限があると考えられないかが問題となる。

遺言執行者が相続債務を弁済する権限を有するかについては議論がありうる。判例では、債権の取立てや債務の弁済のような清算は、民法964条のいう「財産の全部又は一部を処

(11) 最判昭和39年10月27日民集18巻8号1801頁。

(12) 最判昭和40年7月20日判例タイムズ179号187頁。

(13) 前掲中田471頁、潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社・2017年）246頁。

分する」行為には当たらず、それ自体は遺言事項ではないとして相続財産を売却して債権者に債務を弁済する遺言を無効としたものがあるが⁽¹⁴⁾、他方で、全相続財産を売却しその代金から債務を弁済した残額を分配する内容のいわゆる清算型包括遺贈を有効とするものがある⁽¹⁵⁾。

また学説でも、積極財産を処分し債務を弁済する権限を与えることに慎重な立場もあるが⁽¹⁶⁾、清算型包括遺言の場合には、遺言執行者は遺産分配する権限が与えられていることになるから、遺言執行者は相続財産全体に管理処分権を有するとするのが通説である⁽¹⁷⁾。包括遺贈の前提としてだけでなく、相続分指定の前提や、相続分指定と結びついた遺産分割方法の指定の前提として精算が指示された遺言も有効と解するべきだとする立場もある⁽¹⁸⁾。より積極的に「遺産の合理的分配が求められる現行相続法のもとでは、遺言執行者にも清算人的役割が求められる」とする立場もある⁽¹⁹⁾。

さらに、相続債権者の側から遺言執行者に対して債務の弁済を求めてきた場合については、通説は、相続債権者は相続財産全体に対する強制執行が認められる以上、少なくとも遺言執行者が管理する相続財産については遺言執行者を相手に弁済を求めることができると解している⁽²⁰⁾。

このことからすれば、Cが遺言執行者としてBに対するα債権を管理している場合に、Bがβ債権の弁済を求める代わりにα債権との相殺の意思表示をする場合には、Cを相手方とすることができると考えられそうである。また、Aが、「相続債務を全て弁済したうえで、残余財産をD等に平等に遺贈する」といった内容の包括遺言がなされた場合の遺言執行者Cも、Bとの関係で相殺の意思表示の受領権限を有していると考えられそうである。

4 まとめ

以上のように、相続が生じた場面で、金融機関が相続債務に係る貸金債権を自働債権とし、相続財産に係る預貯金債権を受働債権とする相殺によって債権回収を図ろうとする場合に、遺言により遺言執行者と指定された者を相手に期限の利益喪失の通知や、相殺の意思表示の通知を行うことができるかについては、遺言の有効性と遺言の内容次第ということになる。遺言執行者に上記通知の受領権限がある場合には、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずることになるから（民法1015条）、通知受領の効果は相続人にも及ぶ。しかし、遺言執行者に受領権限がない場合には、金融機関は遺言執行者ではなく相続人に対して通知をしなければな

(14) 大判大正6年7月5日民録23巻1276頁

(15) 大判昭和5年6月16日民集9巻550頁

(16) 積極財産を処分して債務を弁済する権限を与えることに慎重な立場として二宮周平「遺言執行者の権限と義務」野田愛子・梶村太市編『新家族法実務大系第4巻相続Ⅱ』（新日本法規出版・2008年）287-288頁。

(17) 前掲中川・加藤『新版注釈民法（28）』340頁（泉）。

(18) 竹下史郎『遺言執行者の研究』150-151頁（成文堂・2005年）。

(19) 松尾知子「遺言執行者による遺言執行」久貴忠彦編『遺言と遺留分 第1巻 遺言〔第2版〕』（日本評論社・2011年）406頁。

(20) 前掲中川・加藤『新版注釈民法（28）』332頁（泉）。

らない。

したがって金融機関としては、遺言の有効性が確認でき、遺言の内容から遺言執行者に預貯金債権の管理権限が与えられていることが明らかであるような場合を除いては、遺言執行者がある場合でも、遺言執行者に通知をすれば十分とはいえない。

他方で金融機関としては、遺言執行者がある場合でも、相続人等に対して通知を行うということは考えられる。相続人は、相続財産の処分その他の遺言執行を妨げる行為をすることはできず（同 1013 条 1 項）、相続人がこの義務に違反してした行為は無効となるが（同条 2 項本文）、当該無効は善意の第三者には対抗できず（同ただし書）、また相続人の債権者の権利行使を妨げないとされる（同条 3 項）。したがって遺言執行者の通知受領権限について確認がとれない金融機関が、自己の貸金債権の回収のために、相続人等に対して期限の利益の喪失の通知や相殺の意思表示の通知を行ったときは、その通知の有効性を否定されることはないであろう。